法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故	報告先	
	電気事業者	自家用電気工作物を設置する者
一～十　［略］	［略］	［略］
十一　一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物、配電事業者の配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電気的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故	［略］	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十二・十三　［略］	［略］	［略］

2　［略］

別表（第二条関係）

表番号及び当該表の名称	報告対象者	報告期限
［略］	［略］	［略］
第四表　インバランス発生実績	一般送配電事業者及び配電事業者	翌々月末日
第五表　電気事業者の契約状況	一般送配電事業者及び配電事業者	翌々月末日
［略］	［略］	［略］

法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故	報告先	
	電気事業者	自家用電気工作物を設置する者
一～十　［略］	［略］	［略］
十一　一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電気的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故	［略］	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十二・十三　［略］	［略］	［略］

2　［略］

別表（第二条関係）

表番号及び当該表の名称	報告対象者	報告期限
［略］	［略］	［略］
第四表　インバランス発生実績	一般送配電事業者	翌々月末日
第五表　電気事業者の契約状況	一般送配電事業者	翌々月末日
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。